

## 衣類等の洗濯契約書

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、衣類等の洗濯に関して、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の所有する衣類等（以下「物件」という。）を洗濯し、甲に納入するものとする。

- （1）品目 別紙「物品内訳書」のとおり
- （2）契約単価 別紙「物品内訳書」のとおり（消費税及び地方税は含まない）
- （3）納入場所 埼玉県総合リハビリテーションセンター
- （4）契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- （5）仕様 別添仕様書のとおり

（契約保証金）

第2条 埼玉県財務規則第81条の規定による。

（監督員）

第3条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 乙は、甲が指定した監督員の指示に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（物件の納入）

第4条 物件の納入は、乙の負担において、甲の指定する場所へ納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により洗濯済の物件を納入したときは、速やかに書面によりその旨を甲に届け出なければならない。

（検査）

第5条 甲は、前条第2項の規定による届出を受けた日から10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに履行の確認の検査を行うものとする。

2 乙は、甲から請求があったときは、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 第1項の検査に直接必要な費用及び同項の検査によって物件が変形、消耗又は毀損したことによる損害は、すべて乙の負担とする。

（取替え又は手直し）

第6条 乙は、納入した物件の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、遅滞なく、他の適正な物件と取替え、又は当該物件を手直しの上、甲に納入しなければならない。

2 前項の規定による取替え又は手直しをした物件については、前2条の規定を準用する。

（請求及び支払い）

第7条 乙は、毎月10日までに前月中に納入した物件に係る代金を甲に請求するものとする。

2 乙が、甲に請求する代金は、1か月（月の初日から末日までの期間をいう。）の納入した物件の数量に契約単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

3 甲は、納入された物件の量を確認したうえ、適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（危険負担）

第8条 物件の納入の時までに当該物件について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によって生じた損害は、甲の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 甲は、引き渡された物品の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、物品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求できる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確表示したとき。
- (3) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納入期限の延長)

第 10 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により納入期限までに物件を納入することができない場合は、その事由が発生した後速やかにその理由、納入の予定日等を記載した書面により、甲に納入期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、前項の申出を受けたときは、その内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を延長することができる。

(違約金)

第 11 条 乙は、物件の納入が納入期限後になったときは、納入期限の翌日から物件を納入した日までの日数に応じ、契約金額に年 2.5 パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

2 乙は、第 6 条の規定による物件の取替え又は手直しをした場合において、当該取替え又は手直しをした物件の納入が納入期限後になったときは、当該取替え又は手直しを要した物件の納入の日（その日が納入期限以前であるときは、当該納入期限）の翌日から当該取替え又は手直し後の物件の納入の日までの日数に応じ、当該取替え又は手直しを要した物件の金額に年 2.5 パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

3 前項の規定による違約金の額の算定については、物件（第 6 条の規定による物件の取替え又は手直しをした物件を含む。）の納入の日の翌日から第 5 条第 1 項の検査の完了の日までの日数は、算入しないものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により算定した違約金の総額が 100 円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。

5 甲の責めに帰すべき理由により、第 7 条の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年 2.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が 100 円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 100 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(業務内容の調査等)

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の変更)

第 13 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(物件の管理)

第 14 条 乙は、善良な管理者の管理をもって物件の管理を行うものとする。

(甲の催告による契約の解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限内に納品しないとき又は納品する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第 9 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) この契約の目的物を納品させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

(乙の損害賠償義務等)

第17条 第15条及び前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は甲に帰属するものとし、契約保証金が免除されているときは、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

2 乙は、第15条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が乙からの申入れに基づくときは、甲が当該申入書の提出を受けた日）までの日数に応じ、契約金額に対

して年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合及び当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

- 3 前二項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金又は当該違約金の額を超えるときは、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に納付しなければならない。
- 4 第15条及び前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。
- 5 甲は、乙が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を乙に対して請求することができる。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第18条 この契約に関し、乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙は、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、請求金額に年2.5パーセントを乗じて得た額の遅延利息を甲に納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第19条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第20条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報

の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 3 乙が、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(契約不適合責任期間)

第21条 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第22条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

- 2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第23条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(秘密の保持)

第24条 乙は、契約履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし又は利用してはならない。

(受検義務等)

第25条 乙は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い寝具類を適正に処理しなければならない。また、乙は寝具類の洗濯、補修及び施設設備等について、甲及び関係諸官庁の検査に応ずるものとする。

(定めのない事項等)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

令和6年4月1日

上尾市西貝塚148番1

甲 埼玉県  
埼玉県総合リハビリテーションセンター

病院長 市川 忠 印

住所  
乙 氏名

代表者職名 氏名 印

## 別紙

## 物品内訳書

No.	品名	単価（税抜き）
1	枕カバー	
2	ベッドカバー	
3	スクラブ	
4	白衣	
5	白衣（下）	
6	テترون白衣	
7	テترون白衣（下）	
8	ポロシャツ	
9	トレーニングウェア（上）	
10	トレーニングウェア（下）	
11	タオル	
12	バスタオル	
13	タオルケット	
14	カーテン（小）浴室カーテン含む	
15	カーテン（大）浴室カーテン含む	
16	作業服（下）	
17	エプロン	
18	電気毛布	
19	白ブレザー	
20	足ふきマット	
21	ゴム入りカバー	
22	作業服（上）	